



第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成 2 2 年 (行ウ) 第 2 号
期	平成 2 3 年 3 月 8 日 午前 1 1 時 3 0 分
場所及び公開の有無	松山地方裁判所民事第 2 部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	加 島 滋 人
裁 判 官	永 谷 幸 恵
裁 判 官	丸 山 聡 司
裁 判 所 書 記 官	小 林 利 光
出頭した当事者等	原告 奥村悦夫 同 高井弘之 同 別府有光 原告奥村, 原告高井及び原告別府を除く 原告ら代理人 生田暉雄 被告ら代理人 高井實 被告今治市長指定代理人 宮崎晃嘉 同 佐伯晃央 被告今治市教育委員会指定代理人 福田吉三郎 同 渡部関児
指 定 期 日	平成 2 3 年 7 月 5 日 午前 1 1 時 3 0 分
	弁 論 の 要 領 等
原 告 ら	
1	訴状陳述

- 2 「訴状の補正」と題する書面陳述
3 平成23年3月4日付け準備書面（1）陳述
4 同月7日付け準備書面（2）陳述
5 同日付け準備書面（3）陳述
6 同日付け準備書面（4）陳述
7 今後、準備書面を3通提出する予定である。次回期日は平成23年
7月ころに指定されたい。

原告高井

「訴状の補正 その2」と題する書面陳述

被 告 ら

- 1 答弁書陳述
2 今後、反論の準備書面を提出する予定である。

裁 判 長

双方とも、次回期日の1週間前までに、上記準備書面を提出されたい。

原告奥村

次回期日は1時間程度の時間を確保することを希望する。次回口頭
弁論期日の開始時刻を午前11時30分とすることに対して異議を申
し立てる。

裁 判 長

異議を却下する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 小 林 利 光



(甲 号 証) 書 証 目 録 (原告ら 提出分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成 立 の 争 い に つ い て の 主 張	
1 ～ 19	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備	証拠説明書(23. 3.7付)のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			

(乙 号 証) 書 証 目 録 (被 告 ら 提 出 分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成 立 の 争 い に つ い て の 主 張	
1	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備	今治市報酬及び費用 弁償支給条例写し	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
2	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備	今治市教育長の給与、 勤務時間その他の勤務 条件に関する条例写し	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁 論 準 備			